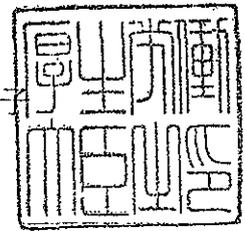


厚生労働省発雇児0113第1号
平成24年1月13日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

女性労働基準規則の一部を改正する省令案要綱

第一 使用者が女性を就かせてはならない業務のうち、有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所におけるものを次の一から三までに掲げる業務に改めること。

一 塩素化ビフェニル（別名PCB）、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、砒^ひ素化合物（アルシン及び砒^ひ化ガリウムを除く。）、ベータープロピオラクトン、ペンタクロルフェノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩並びにマンガンを発散する場所における次に掲げる業務

（一） 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の規定により、事業者が労働者に呼吸用保護具を使用させる必要がある作業を行う業務

（二） 一に掲げるもののほか、特定化学物質障害予防規則の規定による作業環境測定の結果の評価により第三管理区分に区分された屋内作業場における業務

二 鉛及び鉛化合物を発散する場所における次に掲げる業務

(一) 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）の規定により、事業者が労働者に呼吸用保護具を使用させる必要がある業務

(二) (一)に掲げるもののほか、鉛中毒予防規則の規定による作業環境測定の結果の評価により第三管理区分に区分された屋内作業場における業務

三 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）、キシレン、N・N-ジメチルホルムアミド、スチレン、テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロルエチレン、トルエン、二硫化炭素及びメタノールを発散する場所における次に掲げる業務

(一) 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の規定により、事業者が労働者に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させる必要がある業務

(二) (一)に掲げるもののほか、有機溶剤中毒予防規則の規定による作業環境測定の結果の評価により第三管理区分に区分された屋内作業場における業務

第二 この省令は、平成二十四年十月一日から施行するものとする。

第三 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。